

若年者の在宅ターミナルケア支援事業

宍粟市では、20歳～40歳未満のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、在宅サービスの利用料の一部を助成（償還払）し、患者さんとその家族の負担を軽減します。

対象者

※以下の両方に該当される方

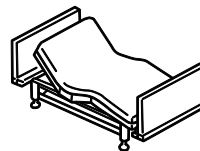
- 20歳以上40歳未満の宍粟市内に住所を有し市内に在住している方
- 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと

判断し、在宅生活への支援及び介護が必要な方（医師から末期がんと診断された方）

※ 所得制限はありません

サービス内容

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
ホームヘルパーが訪問し日常生活の介護や家事援助を行います。
 - ・身体介護（食事、清拭、入浴、排泄、体位変換、移動、服薬等の介助）
 - ・生活介護（調理、洗濯、掃除、買い物、衣服の整理、ベッドメイキング等の介助）
 - ・通院、外出介助
- 福祉用具貸与
車いす（付属品含む）、ベッド一式、エアマット、体位変換器、手すり、スロープ歩行器、杖、移動用リフト、自動排泄処理装置
- 日常生活上の相談・助言など



サービス利用料と利用者負担

- 1ヶ月あたりのサービス利用上限度額は6万円
- サービス利用料の9割相当額を助成します
（いったんは、全額負担していただきます）

申請の流れ

1 利用者申請

〈提出書類〉

- ① 宍粟市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書（様式第1号）
- ② 意見書 ※主治医意見書の作成料は利用者負担になります。

2 利用決定の通知

申請内容を審査し、決定通知を郵送します。

3 サービスの利用

介護サービス事業者と契約を行い、サービス利用を開始して下さい。

4 サービス利用料の支払い

介護サービス事業者で請求された額をいったん支払ってください。

※必ず、領収書とサービス内容・金額が記載された明細書を発行してもらってください。

5 サービス利用料の請求

〈提出書類〉

- ① 宍粟市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（様式第6号）
 - ② サービス利用を受けた事業所の領収書
 - ③ サービス利用を受けた事業所のサービス内容、金額が記載された明細書
- ※サービスを受けている期間中であっても、月単位で請求してください。

6 審査・申請者への支払い

請求内容を審査し、指定口座に利用料を振り込みます。

がんに関する相談窓口

療養中は、病気の状態や体調に応じて、生活するうえでいろいろな困りごとが出てきます。通院または入院されている病院や診療所で迷わず相談してみましょう。また、がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、患者さんやそのご家族からのがんの治療や療養生活全般の質問や薬剤師、栄養士などの専門家が対応できる連携体制を整えています。他の病院で治療を受けている方でも利用できます。相談は無料です。

がん相談支援センター（兵庫県立がんセンター内）

〒673-8558 明石市北王子町 13-70 Tel078-929-1151(代表)

【申請・問い合わせ】

宍粟市役所保健福祉課 62-1000

一宮保健福祉センター 72-2100

メイプル福祉センター 75-8800

保健福祉センター・エーガイヤちくさ 76-8600